

98年度税制改革についての意見

<法人・個人所得課税関連>

1997年9月16日
社団法人 経済同友会

現在、わが国は、経済のグローバル化と社会の高齢化に対応した新たな経済社会システムの創造に向けて6大改革に取り組んでいる。その目的は、個人と企業の活性化による日本経済の再生である。

その場合、税制は経済の活力を左右する極めて重要な要素である。いま最も大切なことは、税制を財源確保の手段として捉える静態的な発想のみでなく、まず税制を改め、それを梃子として経済の活性化を図るという動的な考え方に発想を転換することである。

主要先進国では既に、こうした発想に立って、経済の活性化のための税制改革に取り組んでいる。わが国においても、2000年度までには21世紀への準備を終えるべく、改革を加速する必要がある。

そのためには、98年度税制改正において、2000年度までの抜本的な税制改革の道筋を明確にしつつ、その具体的な第一歩を踏み出すべきである。

1. 法人の税負担の実質軽減

法人の税負担は、国際的視野に立って、早急に、かつ実質的に軽減すべきである。それは、単に企業の負担軽減にとどまらず、企業活力の高揚が経済社会全体の活性化という果実をもたらす。わが国経済社会の構造改革が真に求められるいま、法人の税負担における「税込中立」にこだわっているのは、国際的に魅力のある事業環境の創出、企業の活力高揚、ひいては経済の活性化に何ら寄与しない。

(1) 実効税率の40%への引下げ

わが国の法人の実効税率は49.98%と、主要先進国のなかで最も高い水準にある。しかも、各国はさらなる引下げに取り組んでいる。このままでは、わが国企業の国際競争力を低下させるだけでなく、外国企業のわが国への進出をも阻害する。

こうした現状を是正し、日本経済を再生するためには、法人の実効税率を速やかに10%引下げ、国際水準に近づけることが不可欠である。それには、国税である法人税の引下げだけでは不十分である。具体的には、国税と地方税を実効税率ベースで同率ずつ引下げることとし、法人税を5%、事業税を中心とする地方税を5%、合わせて10%引下げるべきである。

(2) 課税ベースの見直し・適正化

法人の実効税率の引下げに併せて、その課税ベースについては、合理性の観点、および業種や規模の如何にかかわらず同じ条件で競争できる環境の整備という観点から、その見直し・適正化を図ることが適当である。具体的には、租税特別措置は全面的に存廃を検討すると共に、引当金制度等については、各制度の趣旨に応じて廃止、適正化を含めて検討するべきである。

(3) 実質減税に伴う課題

① 法人税率の引下げ及び課税ベースの見直し・適正化に伴い、中小法人の税負担についても、軽減税率の引下げを検討する必要がある。

② 地方住民税と地方事業税からなる地方の法人課税については、社会資本や各種行政サービスの受益に対する負担という応益課税のあり方について、外形標準課税化、赤字法人への課税の適正化を含めて、抜本的な改革に向けた具体的検討を早急に行う必要がある。

③ 実質減税に伴う税収減に対しては、まず何よりも中央と地方を含めた歳出の削減によるべきである。特に、既に決定された財政構造改革の基本方針に基づき、公共事業の減額をはじめとする中央と地方の歳出削減に着実に取組めば、相当な減税財源を捻出できるはずである。

2. 連結納税制度の導入

法人の税負担を組織形態に対して中立的なものとし、グローバル競争のなかにおける経営の自由度を高め、企業を活性化していくためには、主要先進国と同様、連結納税制度を導入するべきである。

今般、独占禁止法改正により持株会社が原則自由となるが、金融持株会社も含めて、連結納税制度の導入なしには、その実効はほとんど期待できない。

また、持株会社化の際の資産譲渡に関し、税制面で妨げとならないような手当てをあわせて講じるべきである。

3. 個人所得課税の見直し

個人の所得にかかる税制は、個人の活力を最大限に引き出すことに資するものでなければならない。個人所得課税の見直しにあたっては、所得の種類・所得階層毎の負担の状況、法人と個人の間にある格差の是正等を考慮しつつ、住民税を含めた最高税率を引下げるとともに、累進度を一層緩和するべきである。

以 上